

山形県県土整備部 BIM/CIM 監理業務試行要領

1. BIM/CIM 監理業務

1. 1 概要

BIM/CIM 監理業務とは、「山形県県土整備部 BIM/CIM 活用業務実施要領」に定める BIM/CIM 活用業務のうち、円滑な事業実施のため、各業務及び工事で作成した複数の BIM/CIM モデル等を統合モデルとして重ね合わせ、これを事業全体の監理、複数業務・工事の個別の監理における課題解決等に活用する業務である。統合モデルの定義等については、「事業監理のための統合モデル活用ガイドライン（素案）」を参照する。

1. 2 統合モデルを活用した検討等

統合モデルを活用した検討等を 1. 2. 1 に基づき実施する。当該検討等に当たっては、受発注者間の事前協議に基づき BIM/CIM 実施計画書を 1. 2. 2 に基づき作成し、検討結果に関する BIM/CIM 実施報告書を 1. 2. 3 に基づき取りまとめる。

1. 2. 1 BIM/CIM を活用した検討等の具体的な内容

以下の①～⑤による。

① 事業における BIM/CIM 活用計画の作成・更新

事業全体のプロジェクト管理表を元に、事業実施上の発生が懸念される、または想定する諸課題を検討する。そのうえで、BIM/CIM を活用することで解決可能な課題に対し、当該課題解決のための BIM/CIM 活用方法（BIM/CIM モデルの組み合わせ方、場面等）を整理する。当該整理に当たっては、発注者内の関係部署に加え、関係する BIM/CIM 活用業務・工事の受注者からも幅広く意見を聴取しながら実施することが望ましい。なお、諸課題の検討に当たっては、「事業監理のための統合モデル活用ガイドライン（素案）」を参照すること。

既に事業における BIM/CIM 活用計画がある場合は、事業進捗にあわせて適宜見直しを実施する。

② 統合モデルの作成・更新

事業における BIM/CIM 活用計画を踏まえ、発注者から貸与される既往又は履行期間中の BIM/CIM 活用業務及び工事で作成した BIM/CIM モデルを活用し、統合モデルの作成・更新を行う。また、履行期間中の BIM/CIM 活用業務及び工事に係る事前協議、BIM/CIM モデル作成等の支援を実施する。

③ 統合モデルを活用した検討の実施

発注者は、円滑な事業執行のために必要と判断した場合、以下の A-1)～B-9) から統合モデルを活用した検討項目を選定する。各実施内容の概要については、「事業監理のための統合モデル活用ガイドライン（素案）」を参照する。

これらの検討を実施する際、必要に応じて部分的な統合モデルの作成等を行うこととし、情報共有システムの活用、「BIM/CIM 活用における「段階モデル確認書」作成手引き【試行版】（案）」による段階モデル確認等により、手戻りなく検討を進められるよう努める。

<事業全体の説明・合意形成・広報のための活用>

A-1) 予算要求や事業了解を得ることを目的とした事業説明（本局、本省説明）

A-2) 事業への理解を図るための説明ツールとしての活用（地元自治体、警察、漁協、住民等への説明）

A-3) 事業への理解を得るための広報ツールとしての活用（地元住民等への広報）

A-4) その他【業務特性に応じた項目を設定】

<部分的なエリアにおける複数業務・工事の課題解決のための活用>

B-1) 複数工事の進捗を考慮した施工計画の検討（組織内協議）

B-2) 複数工事間の干渉確認（組織内協議）

B-3) 振動・騒音の影響範囲の検討（組織内協議）

B-4) 複数工事の実施可能性の確認（組織内協議）

B-5) 予算規模・複数工事の取り合いを考慮した発注箇所の検討（組織内協議）

B-6) 複数工事で共用する工事用道路の検討（組織内協議）

B-7) 複数工事が錯綜する箇所における工事説明、協議（自治体協議、警察協議）

B-8) 複数工事の区域境界部の構造協議（自治体協議）

B-9) その他【業務特性に応じた項目を設定】

④ 統合モデルの照査

②に基づき作成・更新した統合モデルの照査を実施する。具体的には、事前協議及び業務履行期間中の協議において決定した BIM/CIM モデル等が統合モデルに反映されているか確認する。

⑤ 統合モデルの納品

①～④の成果について、「BIM/CIM モデル等電子納品要領（案）及び同解説」に基づき電子成果品として納品する。ただし、③において個別検討のために作成した部分的な統合モデルについては、後工程での活用が見込まれる等の場合を除き、基本的に納品を求めない。

1. 2. 2 BIM/CIM 実施計画書

1. 2. 1 に基づく統合モデル活用について、以下の 1) ～ 6) の内容を記入する。別添 3 「BIM/CIM 実施計画書、BIM/CIM 実施報告書」を適宜参照する。

1) 検討体制

2) 工程表（BIM/CIM モデルの段階確認を行う時期を含む。）

3) 統合モデルを活用した検討の実施項目（事業における BIM/CIM 活用計画がある場合は考慮する。）

4) 統合モデルに重ね合わせる対象の BIM/CIM 活用業務・工事の想定

5) 統合モデル作成・更新に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

6) 履行期間中の BIM/CIM 活用業務及び工事に係る事前協議、BIM/CIM モデル作成等の支援の考え方（ソフトウェア形式の調整等）

1. 2. 3 BIM/CIM 実施報告書

1. 2. 1 に基づく統合モデル活用について、成果物一覧、納品ファイル形式等を記入する。これに加え、以下の 1) ～ 4) の内容を記入する。別添 3 「BIM/CIM 実施計画書、BIM/CIM 実施報告書」を適宜参照する。

1) 統合モデルを活用した検討の実施概要（必要に応じて図を添付）

※事業特性を踏まえ、受発注協議により検討項目等を見直した場合は、その旨を記載する。

2) 次年度に引き継ぐ統合モデルの構成情報（案）

※統合モデルに重ね合わせる対象の BIM/CIM 活用業務・工事の BIM/CIM モデル概要、
ファイル形式、格納フォルダ等

- 3) 基準要領に関する改善提案（ある場合）
- 4) ソフトウェアへの技術開発提案事項（ある場合）

2. BIM/CIM 監理業務の実施方法

2. 1 BIM/CIM 監理業務の適用方法

BIM/CIM 監理業務は発注者指定型を標準とする。

3. BIM/CIM 監理業務の推進のための措置

3. 1 業務成績評価

監督（調査）員による評価における次の点にて評価する。

「実施状況の評価：創意工夫：1. 当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは高度な調査・解析の手法・技術に関する提案がなされている。」

なお、受注者の責により、「2. 2 発注における入札公告等」において設定された項目の一部又は全部において BIM/CIM の活用ができない場合は、契約違反として業務成績評価から措置の内容に応じて減点する。ただし、契約後の協議に基づき、発注者の指示により契約変更を行い項目の変更を行った場合については、業務成績評価での減点を行わない。

4. BIM/CIM 監理業務の適用における留意点

4. 1 業務費の積算

指名（選定）した会社から見積を徴収して積算するものとし、実施項目に変更等が生じた場合には設計変更の対象とする。ただし、契約後に実施項目が確定し、発注者指定型とした場合の積算については受注者希望型と同様とする。

※ 設計業務におけるプロポーザル方式または総合評価落札方式において、受注者が BIM/CIM の活用を提案し、技術提案の内容が契約図書に反映された場合の BIM/CIM 活用業務に要する費用は対象外とし、当該契約図書に基づき BIM/CIM の活用を行う。

附 則

この要領は、令和4年10月1日以後に施行何を行う業務から適用する。